

聖籠町告示第十三号

聖籠町食品衛生事業費交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町食品衛生事業費交付金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町食品衛生事業費交付金交付要綱（平成九年聖籠町告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「交付率」を「交付率」に改め、「削減」を削り、「20万円を限度とする。」を「20万円を上限とし、町長が別に定める額」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。